株式会社ピックルスコーポレーション及び株式会社手柄食品の農業競争力強化支援法に基づ〈事業再編計画の認定について

農林水産省は、株式会社ピックルスコーポレーション(法人番号: 2030001024893)及び株式会社手柄食品(法人番号: 7140001060147)から提出された「事業再編計画」について本日付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の概要

株式会社ピックルスコーポレーションは、株式会社手柄食品から漬物製造・販売部門を分割して設立される新会社の全株式を、平成29年12月1日に取得して子会社化します。今回の事業再編により、国産原材料にこだわった漬物商品を製造・販売している株式会社ピックルスコーポレーションは、西日本方面の製造・物流体制を効率化する一方、新会社は、設備投資を行うほか、ピックルスコーポレーションのノウハウを活用し、国産原材料を活用したより付加価値の高い漬物製品の生産体制の強化・効率化を図ることにより、グループー体となって、消費者ニーズに応える商品の生産を目指します。

2.事業再編計画の認定

株式会社ピックルスコーポレーション及び株式会社手柄食品から提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、本日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、株式会社日本政策金融公庫による株式取得費用等に対する低利融資及び不動産の所有権移転に係る登録免許税の軽減を受けることが可能になります。

(参考)農業競争力強化支援法の概要

本法律は、農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

3.事業再編計画の実施期間

開始時期:平成29年12月1日~終了時期:平成33年2月28日

4.申請者の概要

名称:株式会社ピックルスコーポレーション

資本金:7億4,090万円

代表者:代表取締役社長 宮本雅弘

住所:埼玉県所沢市くすのき台3丁目18番地の3

名称:株式会社手柄食品

資本金:1,000万円

代表者:代表取締役社長 三木仁蔵

住所:兵庫県姫路市御国野町深志野431番地の1

<添付資料>

株式会社ピックルスコーポレーション及び株式会社手柄食品の事業再編計画の概要 認定事業再編計画の内容の公表

【お問合せ先】

食料産業局食品製造課 担当者:佐藤、松川

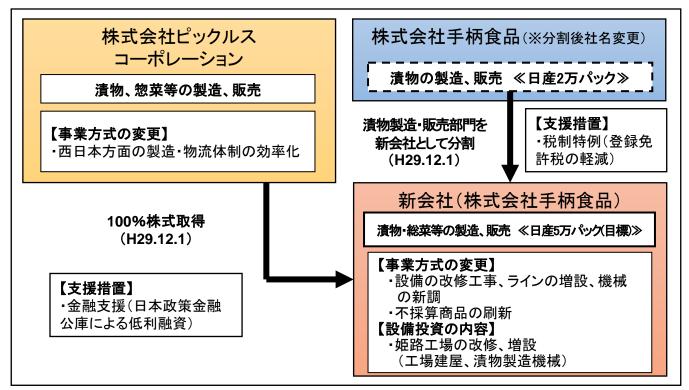
代表: 03-3502-8111 (内線4111) ダイヤルイン: 03-6744-0480

FAX: 03-3502-5336

株式会社ピックルスコーポレーション及び 株式会社手柄食品の事業再編計画の概要

漬物分野で売上規模第1位の株式会社ピックルスコーポレーションは、同第37位の株式会社手柄食品から漬物製造・販売部門を分割して設立される新会社の全株式を、平成29年12月1日に取得して子会社化します。

今回の事業再編により、国産原材料にこだわった漬物製品を製造・販売しているピックルスコーポレーションは、 西日本方面の製造・物流体制を効率化する一方、新会社は、設備投資を行うほか、ピックルスコーポレーションのノウハウを活用し、国産原材料を活用した漬物製品の生産体制の強化・効率化を図ることにより、グループー体となって、消費者ニーズに応える商品の生産を目指すものです。



事業再編計画の主な内容

【農産物流通等の合理化】

○ 新会社の姫路工場におけるラインの増設、機械の新調等の設備投資を行い、漬物等商品の生産体制の強化を図り、原材料である国産農産物の調達量を倍増させることにより、生産者の販売機会の拡大、生産者の経営安定・発展に寄与

【生産性の向上】

- 販売量の増大により、新会社の姫路工場の稼働率を50%から100%に引上げ
- 〇 生産ラインの自動化等により、労働生産性を2倍以上に向上

【計画の実施時期】 平成29年12月1日~平成33年2月28日

【労務に関する事項】事業再編に伴う従業員の解雇等はない

認定事業再編計画の内容の公表

- 1. 認定をした年月日 平成29年11月22日
- 2. 認定事業再編事業者名

株式会社ピックルスコーポレーション(以下「ピックルスコーポレーション」という。) 株式会社手柄食品(以下「手柄食品」という。)

- 3. 認定事業再編計画の目標
 - (1)事業再編に係る事業の目標

ピックルスコーポレーションは、手柄食品から漬物製造・販売部門(姫路工場)を分割して設立される新会社の全株式を取得して子会社化する。これにより、国産原材料にこだわった漬物商品を製造・販売しているピックルスコーポレーションは、西日本方面の製造・物流体制を効率化する一方、新会社は、設備投資を行うとともに、ピックルスコーポレーションのノウハウを活用し、国産原材料を活用したより付加価値の高い漬物製品の生産体制の強化・効率化を図ることにより、グループー体となって、消費者ニーズに応える商品の生産を目指す。

- (2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標
 - ① 農産物流通等の合理化に関する数値目標

新会社の姫路工場は、ピックルスコーポレーション関西の京都工場及びピックルスコーポレーション西日本の広島工場と連携し、関西及び中四国地区の製造販売を担当する予定である。新会社は、現在の製品について不採算の製品を見直し、採算の合う付加価値の高い商品開発・生産体制に強化していく。生産量は、現在の日産20,000パックから日産50,000パックを生産できる体制にし、年間の国産農産物の調達量を現在の3,000トンから6,000トンに倍増させることにより、生産者の販売機会の拡大、生産者の経営安定・発展に寄与する。

② 生産性の向上を示す数値目標

販売量の増大により、新会社の姫路工場の稼働率を50%から100%に引き上げる。また、生産ラインの自動化等により、労働生産性を2倍以上に向上させる。

③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標

平成32年度において、新会社は、ピックルスコーポレーショングループの支援を受けながら、 最終利益である当期純利益を黒字化する。また、ピックルスコーポレーション及び新会社ともに、 有利子負債はキャッシュフローの10倍以内、経常収支比率は100%を上回る予定である。

- 4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容
 - (1)事業再編に係る事業の内容
 - ①計画の対象となる事業 飲食料品の製造事業(漬物製造業)
 - ②実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

(事業の構造の変更)

- 手柄食品の漬物製造・販売部門(姫路工場)の分割による新会社の設立
- ・ ピックルスコーポレーションによる新会社の株式取得(子会社化)

分割会社

名称:株式会社手柄食品(※分割後に社名を変更予定)

住所:兵庫県姫路市御国野町深志野 431-1 代表者の氏名:代表取締役社長 三木仁蔵

資本金:1,000万円

分割により設立される会社及び株式被取得会社

名称:株式会社手柄食品

住所:兵庫県姫路市御国野町深志野 431-1 代表者の氏名:代表取締役 宮本雅弘

資本金:6,000 万円

株式取得会社

名称:株式会社ピックルスコーポレーション 住所:埼玉県所沢市くすのき台3-18-3 代表者の氏名:代表取締役社長 宮本雅弘

資本金:7億4,090万円

(事業の方式の変更)

新会社の子会社化により、ピックルスコーポレーションの西日本方面の体制が確立し、製造・物流体制を効率化する。

また、新会社の姫路工場における設備の改修工事、ラインの増設、機械の新調を行い、設備 の高度利用を進め、生産体制の強化・効率化を図る。さらに、採算の合わない商品の生産を見 直し、付加価値が高く採算性の高い商品の生産への転換を図る。

(2)事業再編を行う場所の住所 兵庫県姫路市御国野町深志野431-1

- (3)関係事業者又は外国関係法人に関する事項該当なし。
- (4)事業再編を実施するための措置の内容別表のとおり。
- 5. 事業再編の開始時期及び終了時期 開始時期:平成29年12月1日~終了時期:平成33年2月28日
- 6. 事業再編に伴う労務に関する事項 事業再編に伴い出向又は解雇される従業員はいない。
- 7. 事業再編に係る競争に関する事項

漬物製造業に係る市場シェア(平成28年度)は、ピックルスコーポレーションは8.0%、手柄食品は1.1%であり(業界紙調べ)、本件事業再編後の市場シェアも合計10%に満たない水準である。また、本件事業再編後にあっても、漬物製造業者は800社以上存在し、引き続き激しい競争が行われることが予想されることから、本件事業再編が漬物製造分野における競争を実質的に制限することは想定されない。

別表 事業再編の措置の内容

措置	書項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第5項第1号の要件			
	分割	(分割会社) ・名称:株式会社手柄食品(社名変更予定。) ・住所:兵庫県姫路市御国野町深志野 431-1 ・代表者の氏名:代表取締役社長 三木仁蔵 ・資本金:1,000万円 (設立会社) ・名称:株式会社手柄食品 ・住所:兵庫県姫路市御国野町深志野 431-1 ・代表者の氏名:代表取締役 宮本雅弘 ・資本金:6,000万円 分割期日:平成29年12月1日	租税特別措置法第80条第3項第6号(分割による法人の設立の場合に対ける不動産の所有権の移転登記に係る登録免許税の軽減)
規則第1条第1項の要件			
	五 他の会社の株式の取得	 (株式取得会社) ・名称:株式会社ピックルスコーポレーション(甲) ・住所:埼玉県所沢市くすのき台3-18-3 ・代表者の氏名:代表取締役社長 宮本雅弘 ・資本金:7億4,090万円 (株式被取得会社) ・名称:株式会社手柄食品(乙) ・住所:兵庫県姫路市御国野町深志野431-1 ・代表者の氏名:代表取締役 宮本雅弘 ・資本金:6,000万円 取得する株式:乙の全株式派遣する役員の数:なし株式取得期日:平成29年12月1日 	法第 25 条第1項 (株式会社日本政 策金融公庫による 低利・長期の資金の 貸付け)
法第2条第5項第2号の要件			
	農産物に係る新たな生産若 しくは販売の方式の導入又 は設備等その他の経営資源 の高度な利用による農産物 の生産又は販売の効率化	・乙の子会社化により、甲の西日本方面の体制が確立し、製造・物流体制を効率化する。 ・乙姫路工場における設備の改修工事、ラインの増設、機械の新調を行い、設備の高度利用を進め、生産体制の強化・効率化を図る。 ・採算の合わない商品の生産を見直し、付加価値が高く採算性の高い商品の生産への転換を図る。	